



《入会状況》 令和 6 年 1 月末日現在:正会員 2,941 名 ・ 賛助会員 90 団体

会長のつぶやき

2024(令和 6)年度 居宅介護支援事業所の介護報酬改定について

1 月 22 日の社会保障審議会 介護給付費分科会で介護報酬改定案が示されました。居宅介護支援の基本報酬については何とか 1%弱ではありますが、プラス改定となっております。「何とか」と記載したのは、基本報酬については直近の「介護事業経営実態調査」における収支差率が、引き上げや引き下げとして反映される可能性が高いからです。2021(令和3)年度介護報酬改定までは、居宅介護支援事業の「介護事業経営実態調査」における収支差率は介護保険制度施行以来マイナスが続いていました。このためか、これまでは基本報酬は上げ幅に差はあったものの、一貫してプラス改定が続いていました。しかしながら、今回はじめて居宅介護支援事業の令和 5 年度介護経営実態調査結果では、収支差率がはじめてプラス 4.9%の結果でした。一方で、処遇改善の必要性や人材確保困難な状況が継続しているなど、介護職員同様の処遇改善の必要性については各介護給付費分科会委員からも指摘がされているところで、最終的な介護報酬改定がどうなるか注目されていました。

今回、以下の「基本報酬の見直し」の中に記載がありますが、「その他(介護職員の処遇改善以外)の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%を措置する」とされ、「改定財源について、基本報酬に配分する」と記載されました。他のサービスへの配分の状況がわかりませんが、少なくともこの上乘せがなければ居宅介護支援の基本報酬も、他のサービス同様マイナス改定となっていたかも知れません。介護職員処遇改善加算のように報告は必要ないかも知れませんが事業所では、処遇改善が実現できる水準としての介護報酬が含まれていることを理解していただき、次期改定までに処遇改善等が図られることを期待したいものです。

基本報酬の見直し	
概要	告示改正
<p>○ 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。</p> <p>○ これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。</p>	
<p>令和 6 年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和 5 年 12 月 20 日) (抄)</p> <p>令和 6 年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する(介護職員の処遇改善分は令和 6 年 6 月施行)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。 ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。 ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今後新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のペースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。 ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について 2 年分を措置し、3 年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和 8 年度予算編成過程で検討する。 	

令和 6 年 1 月 22 日 第 239 回社会保障審議会 介護給付費分科会 参考資料 1 より抜粋

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 代議員及び補欠代議員選出について

公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下「本会」という。）において、2024 年度は初めて代議員選出を行う事となっております。

本会の定款では、代議員が法令上の社員となり、総会の構成員として議決権を持つと定められており、代議員は、支部ごとに、全ての本会会員から選挙により選出することとなっております。

そこで、本会の「代議員及び補欠代議員選挙規程」に従い、下記のとおり本会の代議員及び補欠代議員選出の実施をお知らせします。

選出については支部に委託して行いますので、選出の日程は支部が独自に設定することになります。なお、支部長不在支部においては本会選挙管理委員会において行います。

記

1. 立候補者の資格

立候補の資格：令和 6 年 1 月 31 日現在で本会会員

2. 立候補の手続き

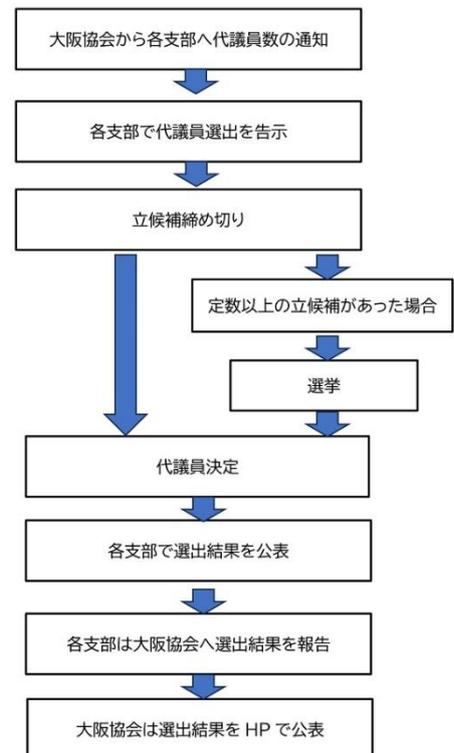
- (1) 手続き：候補者氏名を記載の上、代議員もしくは補欠代議員の立候補を明確にした「立候補届」を支部長に提出する。
- (2) 提出期限：選出期限の 10 日前までとする。

3. 選出までの流れ

「各支部ごとに選出した代議員について、本会の通常総会開催の 3 週間前までに本会会長に報告しなければならない」と規定されており、本年度、本会の通常総会開催日が 6 月 22 日であることから、1ヶ月の選出結果公表期間を勘案し、**選出期日を 4 月 30 日(火曜日)**としてください。

- ① 選出期日を 4 月 30 日(火曜日)とする。
- ② 本会から代議員及び補欠代議員選出人数通知が各支部に 2 月 29 日(木曜日)までに行われる。
- ③ 選出を行う告示は 4 月 8 日(月曜日)までに行う。(選出期日の 3 週間前まで)
- ④ 立候補届出の締切りは 4 月 19 日(金曜日)までとする。(選出期日の 10 日前まで)
- ⑤ 候補者の告示は 4 月 24 日(水曜日)までに行う。(選出期日の 5 日前まで)
- ⑥ 選出は 4 月 30 日(火曜日)までに行う。
- ⑦ 選出代議員及び補欠代議員を 5 月 30 日まで公表する。(選出日から1ヶ月間公表)
- ⑧ 選出代議員及び補欠代議員を 5 月 31 日までに本会会長に選出関連書類を添付して報告する。(本会の通常総会開催日 3 週間前まで)

代議員選出の流れ



*候補者が定数以上の場合のみ投票を行い、定数以内の場合は無投票とする。

*立候補届は本会 HP よりダウンロードしてください。

以上

総務部 永野 秀信

高石市支部の活動紹介

高石市は、人口 6 万人弱の小さな市で市域の端から端まで自転車で 10 分程度の範囲です。そのため、介護支援専門員の人口も多くはなく、令和 6 年 1 月末現在、17 名の会員で活動しています。少ないながら、横の繋がりは濃いのが支部の特徴です。

市政としては、令和 5 年より長年活躍されていた市長から新市長へと変わり、高石市民や事業所等も、今後の変動を見守っている状況です。令和 5 年 12 月には、医療・介護・障がいに関わる事業所が「横の繋がりを広げていく」ために、高石市保健福祉部が主催し、高石市地域包括支援センターと高石市主任介護支援専門員連絡会の共催で合同の交流会を開催しました。この小さい市だからこそ取り組める福祉の繋がりを築いていけるようリスタートをした形が今の高石市だと思います。

高石市支部の支部活動としては、社会福祉協議会や主任介護支援専門員連絡会と連携を図りながら、地域で気になる項目をピックアップし、法定外研修等とも繋げていけるよう活動しています。また第 VI ブロックで研修会や交流会なども定期的で開催されており、刺激を頂いています。

コロナ禍以降は、特に法定外研修以外での活動に関して関わりが減ってきている状況にありました。最近では少しずつではありますが、顔を合わせたの活動もやりやすくなっていますので、難しい話だけではなく、協力関係をしっかりと作っていけるように活動して行こうと考えています。また、時には近隣市町村の支部の方とも連携を図りながら、視野を広げて合同での研修会や交流会なども開催し、多機関と連携を図っていくことで、大阪介護支援専門員協会の活動を少しでも知ってもらい、興味を持ってもらえるようにと考えております。



高石市支部での集りの風景

こじんまりとやっておりますが、今後もさらに高石市を盛り上げていけるよう高石市支部の活動を行なっていければと思っております。

高石市支部 林 裕一

施設ケアマネジャーの皆さんへ

施設ケアマネジャーの竹尾と申します。

介護老人保健施設アザリア(泉大津支部)で 20 年ほど施設ケアマネジャーとして業務にあたっています。施設ケアマネジャーの大阪介護支援専門員協会への入会はまだまだ少ないと聞いています。入会されている方やまだ入会していない施設ケアマネジャーの方にも読んでいただければと思います。筆を取りました。

現在、私はブロック推薦理事もさせていただいていますが、理事の中でも施設ケアマネジャーは少ないです。私は協会に入会することで、居宅、有料老人ホームや特養のケアマネジャーなどの出会いがあり、たくさんお話しをする機会も増えました。そして、自分が老健の箱の中でとどまっているだけでは知りえない情報を多くの協会員より頂きました。それは何より自分の財産になると思っています。協会に入会しても、情報はネットで取得できるし、年会費も高いし、自分にはメリットがないという声も時折耳にします。私自身、活発に活動したことでたくさんのケアマネジャー仲間と出会うことができました。特に新人の施設ケアマネジャーは、たくさんのケアマネジャー仲間がいるかないかで、自身の成長が変わってくると思います。

今後は居宅だけではなく、施設ケアマネジャーの処遇の改善の声も協会に届けて、施設ケアマネジャーの価値を高めたいと思っています。老健は、在宅復帰、医療ニーズの高い方のショートステイや看取りケアの充実など地域資源の一翼を担えるようにしなければと思っています。施設ケアマネジャーの質の向上も不可欠ですね。皆さんと一緒に勉強できればと思っています。

今後ご指導のほど宜しくお願い致します。



介護老人保健施設アザリア 第VI推薦区理事 竹尾 安代

日本介護支援専門員連盟コーナー

日本介護支援専門員連盟では、今年1月1日より、役員改選で、新たに和歌山県介護支援専門員協会及び同連盟会長の「初山昌平氏」が会長となり新しくスタートしました。昨年12月20日トリプル改定の改定率が示されました。診療報酬全体+0.88%、**介護報酬+1.59%**、障害+1.12%です。全てに渡って職員処遇改善が重点となっています。連盟としてもトリプル改定に向け精力的な活動を実施しました。基本報酬の改善、介護支援専門員の処遇及び地位・資格向上、地域格差是正、研修のあり方改善、各種加算制度の改善、本来業務以外の業務実施への評価、介護支援専門員実務研修受講試験の改善、介護支援専門員(主任を含む)不足への対応等々多岐に亙り陳情・要望・政界工作・議員連盟の活用等日本協会と連携を図り最大限の努力を重ねました。今回の改定は、連盟にとりましても満足という結果ではありませんが最近の様々な情勢を加味致しますと辛い面がありますがご容赦いただいて次期改定に向けた活動へのご支援・ご協力を切にお願い致します。数は力、組織率向上が必須です。協会と共に連盟にも是非ご参加ご協力をお願い致します。

(相談役 藤岡三之輔 記)

入会金無料。年会費 3000 円。【問合せ電話】 0739-24-0767 HP より入会申込欄から
入会申込は、【FAX】 093-932-0532 にてお願いします。URL <http://icmr.tremer.jp/>



所属団体の活動報告 公益社団法人 大阪府柔道整復師会

公益社団法人大阪府柔道整復師会は日本の伝統医療である「柔道整復術(手術をしない非観血的療法)」で施術を行う国家資格者、柔道整復師(整・接骨院に勤務)の職能団体です。

大正 10 年(1921 年)に第 1 次大阪柔道整復師会として発足し、昭和 35 年(1960 年)に社団法人大阪府柔道整復師会として登記、そして平成 23 年(2011 年)に公益社団法人大阪府柔道整復師会に認定され今日に至ります。

1,700 名の柔道整復師を会員に擁する公益社団法人であるとともに、これまで長きにわたり、府民の皆様の健康で充実した生活を守る医療人として「整骨院」・「接骨院」という名称で、地域医療の一端を担わせて頂くとともに、広く社会に公益をもたらすことを目的として様々な事業を展開してまいりました。

多様化する医療ニーズに応えるため、スポーツや日常生活でのケガの予防にもしっかり取り組み、各地域で開催されるさまざまなスポーツ大会での救護活動に加え、柔道整復師を対象に柔道整復師の資質向上のための専門講座などを開催しています。

府民の皆さん対象の健康保持・増進のために開催する府民健康づくり講座や、高齢者を対象とした地域支援・介護予防のための講座を開催し、高齢者の皆様が「いかに安心して住み慣れた地域で生活続けることができるか」を目標とした、きめ細やかな指導をいたしております。

また、大規模災害が発生した場合に、外傷を専門とする私たちが支援活動できるよう、応急手当等を行うための協定を大阪府と締結しております。その他、柔道整復師の枠にとらわれることなく様々なフィールドで活躍できる職業人を育成することを目的に、職業教育のパイオニアとして全国で初めての 4 年制で柔道整復師を養成する「大阪府柔道整復師会医療スポーツ専門学校」を設立、学ぶ意欲のある学生が経済的理由で進学を断念することがないように支援を行っています。

介護支援専門員の皆様とは公益社団法人大阪介護支援専門員協会の賛助団体として連携させていただくと共に共益事業の 1 つとして居宅介護支援事業所「大阪柔整介護ステーション」を運営しており介護支援専門員の資格を持つ当会会員が登録し活動しております。我々柔道整復師も地域包括ケアシステムの一翼を担うべく各地域で様々な取り組みを行っております。SOS ネットワーク事業には多くの会員が協力に参加しております。

柔道整復師は機能訓練指導員としても従事することができますので大阪市内で行われています「なにわ元気塾」に地域の社会福祉協議会と協力して指導員を派遣、東大阪市では通所型つどいサービスに OJTA 整骨院体操教室グループとして参加、また訪問型短期集中予防サービスにも参加し、専門的な指導の下に身体能力の改善・向上を目的とした機能訓練や体操指導を行っております。

柔道整復師と地域包括ケアシステムが結びつきにくいかもしれませんが大阪介護支援専門員の会員の皆様方におかれましては、我々柔道整復師もこのような活動を通じて地域包括ケアシステムの一翼を担っていることを頭の片隅にでも入れていただければ幸いです。

公益社団法人大阪府柔道整復師会推薦理事 永野 秀信



公益社団法人
大阪府柔道整復師会

OSAKA JUDO THERAPIST ASSOCIATION



(公式サイト、SNS、お知らせ等は QR コードから)

所属団体の活動 公益社団法人大阪社会福祉士会

公益社団法人大阪社会福祉士会についてご紹介いたします。

大阪介護支援専門員協会会員のうち介護福祉士に次ぐ2番目に多い所持資格が「社会福祉士」です。これは、大阪社会福祉士会の会員にも似た状況があり、介護支援専門員の資格所持者が多くだけでなく、現役の主任介護支援専門員や介護支援専門員として在宅や施設に勤務する会員や、地域包括支援センターや高齢者サービス事業所等で介護支援専門員の皆さんと日常的に協働・連携している会員も大勢います。そして、大阪社会福祉士会の会員の中には、成年後見人・保佐人・補助人(以下、成年後見人等)として、介護支援専門員の皆さんと協働・連携している会員もいます。

大阪社会福祉士会では、成年後見制度における専門職後見人として、弁護士会、司法書士会と共に三士会として大阪家庭裁判所から選任を受け、成年後見人等としての活動をしています。入会后3年間の基礎研修および成年後見人人材育成研修の修了後、相談センター「ばあとなあ」への登録を終えて、初めて成年後見活動ができる仕組みとなっています。

社会福祉士会として受任している件数は増加の一途を辿っており、全国では 2023 年 2 月時点で登録者 8,799 人(うち大阪で 600 人超)が 31,141 件(うち大阪で 1,200 件超)を受任しています。受任件数の類型別は、後見が 20,699 件、保佐が 7,973 件、補助が 2,053 件となっています。被後見人・被保佐人・被補助人の年齢の内訳では、60-70 代が 36.8%と最も多く、次いで 80 代以上が 33.7%、40-50 代が 22.8%、20-30 代が 6.5%、10 代が 0.2%の順となっています。これは、成年後見制度を利用する際、意思能力の不十分な理由として、認知症が 39.4%と最も高いためであると言えます。申立人と本人の関係においては、市町村申立てが 12,075 件と全体の 39.3%となり、親族申立ての 10,159 件(全体の 33.1%)を上回っています。その他詳細は、右記 QR コード①からご参照ください。



QR コード①

大阪社会福祉士会では、今後も受任依頼に適切に応えるべく、年 1 回の家庭裁判所への定期報告とは別に毎年2月に受任状況の報告を必須として全件の状況把握を行うとともに、登録者に対して年2回以上の研修受講を必須として専門職としての質を高め、被後見人等や親族、その支援者の皆さんとの連携を円滑に進めていきます。

現在、理事として担当している職能対策部と連携し、大阪社会福祉士会主催の研修を法定外研修として位置づけ、社会福祉士会の会員が講師として協力することもあります。相談援助職として職務上課題となるテーマは共通するものが多く、今年はカスタマーハラスメントやスーパービジョンの研修を計画しました。今後も会員の皆さんのニーズに応えられる研修を企画していきたいと考えています。また、大阪社会福祉士会の研修は、非会員の方も受けいただける研修も多く、大阪を9ブロックに分けた支部の研修においては、ネットワークづくりにもお役立ただけのもものもありますので、右記の QR コード②からご参照の上、お気軽にご参加いただければ幸いです。



QR コード②

公益社団法人大阪社会福祉士会推薦理事 中本 勝也

BCP シミュレーション研修を終えて



1月14日(日)、第3回BCPシミュレーション研修を終了しましたので報告いたします。本協会災害対策委員会では、令和5年度の取組みとして、災害時フェーズに分けて、3回シリーズで研修会を計画しました。1回目「応急期」、2回目「応急期～復旧期」、そして、今回は「復旧期～復興期」です。1回目「応急期」は、命を守る行動と、業務継続を判断するための情報収集と共有。万が一を想定した業務の可視化。2回目「応急期～復旧期」は、日本介護支援専門員

協会「災害対応マニュアル」のシートを活用した、利用者支援の見直しや、中核となる事業を継続するための連携・情報の発信。人材確保と社会資源の活用等。そして、今回は、「(1)復興期の利用者支援～生活再建支援者への支援～」 「(2)復興期の事業所運営～地域再建のためにできること～」をテーマにしました。自然災害とは、自然現象による人間社会への被害、社会活動を停滞させる一般的な表現であり、人が住んでいなければ「自然現象」です。そのため、最終回は被災者である「人」を支援するという、そのためにどのような事業所になっていくのかを考える場としました。

(1)では、災害をきっかけにフレイルに陥った方の支援。マズローの欲求5段階を災害フェーズで考え、そしてICF生活機能分類でアセスメントしニーズを考察していくもの。これまでの日常が激変する自然災害の被害。「災害は平等、被害は不平等」と言われるように、その方の置かれている環境や個人因子により健康状態も影響するという。災害をきっかけに生きる意欲が低下した方の痛みは到底、理解できようもないけれど、理解しようとする人にはなれる。ケアマネジャーとしてその方の置かれている状況をしっかりと受け止め、必要なニーズへの的確な社会資源を提供できるようになることを共有しました。



(2)では、地域とともに生きる事業所となるために、自分たちの中核となる業務「利用者支援(ケアプランの作成)」以外にできることはないか、できそうなことはないか、ということで多角的な発想で意見を出していただきました。ケアマネ喫茶、小中学生を含めたフリーマーケット、夕方に地域で安く集まれる場所づくり、居酒屋、SNSを活用した困りごとのマッチング、買い物支援、基礎資格を活かした体操教室やイベント、近くの相撲部屋との連携事業等、たくさんの意見がありました。BCP(Business—事業所単位)からDCP(District—地域)の取組みは、中長期を見据えた事業所運営として価値のあることと考えます。そこに所属するケアマネジャーとしての誇りや励みにもなるでしょう。助成金申請やクラウドファンディングを活用することで可能なものになると過去の事例から考えます。

今回の研修は、1月1日に発生した能登半島地震から14日目。受講したみなさんも私たち主催者も、普段以上に災害からの復旧・復興について考える時間であったと思います。「自らの学び」として参加された福島区の開業医である塚本医師からは、災害をテーマに医療と介護職の意見交換会の提案をいただきました。多職種連携は平時からやってこそ!!ぜひ、実現したいです。

終わりに、被災地が一日も早く平穏な日常生活を送れるようになること、地域の再建を願っています。そして、私たちも自分たちの業務や使命を大切にしながら日々取り組んでいきましょう。

大阪介護支援専門員協会災害対策委員会委員 神崎 トモ子



研修センター事務局便り



すぐのご確認を！

忘れていませんか？

介護支援専門員証の更新手続きについて
介護支援専門員証の有効期間を更新するには更新申請が必要です。

更新研修を受講したにもかかわらず更新手続きを忘れる事案が多発しています !!
介護支援専門員の業務を行った場合、処分の対象となりますので、
ご本人・事業者様 有効期間満了日以内に更新手続きを行ってください！

※新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置を受けている方(現在の介護支援専門員証有効期間満了後に申請する方)については、研修修了後、速やかに更新申請をしてください。

※簡易書留利用料金に変更になりました。郵送料+350円となっております。
不足のないようにお願いします。

必ずご自身で有効期間満了日をご確認の上、忘れずに申請をお願いします。

【申請書類等】大阪府介護支援専門員情報 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/>

令和6年度大阪府介護支援専門員更新研修・主任介護支援専門員更新研修の仮申込をされている皆さまへ

令和6年度の介護支援専門員更新研修は、大阪府介護支援専門員資質向上研修実施要綱の改正等もあり、研修の開始時期が以下の通りとなります。

※本申込書の送付は、3月に入ってから順次発送となります。

専門研修課程Ⅰ：6月から
専門研修課程Ⅱ：5月下旬から
未経験更新研修：6月から
主任介護支援専門員更新研修：6月から

■法定外研修【学術研究部主催】(研修予定)

7月(2回)・10月・11月・12月

申込方法等の詳細は、開催日が決定次第、ホームページ『法定外研修の一覧』に掲載をします。

第 138 号(発行日 令和 6 年 4 月 1 日)

編集／発行 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 TEL 06-6943-0577／FAX 06-6943-0571
〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 HP アドレス=<https://www.ocma.ne.jp>
OMMビル(大阪マーチャングイズ・マートビル)3階 Mail アドレス=info@ocma.ne.jp

